

委託業務特記仕様書（令和８年８月１日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第１条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和８年７月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和８年７月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和８年７月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- ２ ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第２条 当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- ２ 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- ３ 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第３条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第４条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）

を目標として定め、計画的に業務を履行する)の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

(1) ウェンズデー・ホーム(水曜日は定時の帰宅を心がける。)

(2) マンデー・ノーピリオド(月曜日(連休明け)を依頼の期限日としない。)

(3) フライデー・ノーリクエスト(金曜日(連休前)に依頼をしない。)

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議【発注者指定型】)

第5条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(Web検査【発注者指定型】)

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場(受注者希望型)」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第8条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第9条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（C I M活用業務【受注者希望型】）

第10条 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（熱中症対策費（施設・設備）の対象業務）

第11条 本業務は、熱中症対策費（施設・設備）の適用対象業務である。

- 2 管理技術者等は、熱中症対策（施設・設備）を実施する場合は、「熱中症対策費（施設・設備）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費（施設・設備）」に係る積算要領に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領
徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>

（本業務の特記仕様事項）

第 1 2 条 本業務における特記仕様事項は、別紙のとおりとする。

飯尾川 治水対策検討業務 特記仕様書

1 目的

本業務は、「吉野川水系中央南部圏域（飯尾川）河川整備計画」（以下、河川整備計画という）に基づく飯尾川の治水対策について、現状の整備等の進捗状況を踏まえて見直し検討を行うものである。

見直しに際しては、現行計画の整備内容に加えて、渡内川の整備に関する各種検討を行うものとする。

2 業務内容

2.1 計画準備

業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

2.2 資料収集整理

業務に必要な吉野川水系中央南部圏域（飯尾川）を構成する河川に関しての既往検討報告書や参考文献、気候変動に関する国の動向等に関する資料を収集・整理する。また、現在の飯尾川流域の整備の進捗状況や既往の内水解析モデル等について、収集・整理する。

2.3 現地踏査

業務に必要な吉野川水系中央南部圏域（飯尾川）を構成する河川及び流域の状況の把握を行う。特に、現行計画の整備対象箇所、関連施設や追加検討を行う渡内川について、現地踏査を行う。

2.4 治水対策に係る検討

2.4.1 渡内川の整備内容等の検討

渡内川を対象として、以下の河道計画に係る検討を行う。また、遊水地に関する検討を行う。

（検討項目）

- ①計画規模の設定
- ②計画降雨の設定
- ③流出計算
- ④現況流下能力の算定
- ⑤河道の整備区間・整備内容の検討

⑥遊水地に関する検討

⑦計画図の作成

⑧概算事業費の算出

2.4.2 飯尾川流域の段階施工計画の検討

飯尾川の段階施工計画に、渡内川の整備を追加した場合における、段階ごとの浸水被害の軽減効果（浸水面積、浸水深、浸水戸数の増減等）について、氾濫計算により検証を行う。

なお、氾濫計算モデルは、既往検討「R 6 吉土 飯尾川 石・高川原他 内水解析検討業務」で構築された内外水統合型モデルと同等のものをを用いるものとする。

（検討項目）

①氾濫計算モデルの作成

②対象降雨の設定、流出計算

（対象降雨は、整備計画規模 2 ケース（1/5 確率、現行計画の検討降雨 14 波形より河川氾濫型・内水氾濫型の各 1 つを選定）、H16.10 実績洪水の計 3 ケースを想定）

③氾濫計算の実施

（検証する段階施工のケースは下記の 6 ケースを想定）

- ・現在の整備状況
- ・麻名用水堰の改築+石井工区の改修（1/1.1 確率）+加減堰の撤去（1/5 確率）
- ・吉野川工区の改修（1/1.1 確率）
- ・全工区の改修（1/5 確率）
- ・徳島工区の改修（1/10 確率）
- ・渡内川の改修（今回検討で設定）

④結果とりまとめ

2.5 費用対効果の検討

「治水経済調査マニュアル（案）」及び最新のデフレーターに基づき、現行計画の整備メニューに渡内川の整備内容を追加した場合の全体事業に対して、費用対効果の検討を行う。

（検討項目）

①検討条件の設定

②資産調査

③氾濫解析の実施

④便益の算定

⑤費用の算定

⑥費用対効果の算定

2.6 治水対策計画（案）の作成

治水対策計画（案）及び参考資料の作成を行う。

なお、治水対策計画（案）の作成に関しては、地域の意見を反映し、地域の実情に応じた計画となるよう配慮を行い、記載に当たっては、住民等にわかりやすい内容となるように工夫する。作成にあたっては、以下に記載する事項に留意する。

- ・計画項目「圏域及び河川の概要」及び「現状と課題」については、必要により、最新の情報に時点修正を行うこと。
- ・徳島県及び国等が作成した、近年の河川整備計画を確認し、必要により、新たな知見を記載すること。

2.7 関係機関等への説明資料の作成

各関係機関等との調整に必要な説明資料を作成する。

2.8 報告書等の作成

受注者は、業務の成果として、その調査・検討結果等を特記仕様書に定められた項目に対応させて、調査・検討等の実施過程及び結果をとりまとめるものとする。

2.9 打合せ協議

打合せ協議は、原則として着手時１回、中間時２回、成果納入時１回の計４回とする。なお、実施回数については、監督員との協議の上、変更対象とする。